

18 . 道 路 工 事 現 場 に お け る 標 示 施 設 等 の 設 置 基 準

道発第372号
昭和37年8月30日
国道利第37号
国道国防第205号
平成18年3月31日

道路工事現場における標示施設等の設置基準

昭和37年 8 月30日 道発第372号

標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施されたく通知する。

(昭和37年 8 月30日 道発第372号 道路局長通達)

道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について

平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」(昭和37年8月30日付け 道発第372号 建設省道路局長通達)等の一部を下記のとおり改正し、平成18年 4 月 1 日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及びこれら管理の取扱いを下記のとおり定める。

(道路工事の標示)

1 . 道路工事を行なう場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

- 2 . 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

(参考 (1) を参照)

(迂回路の標示)

- 3 . 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点 (迷い込むおそれのない小分岐を除く。) において、道路標識「まわり道」 (120 - A、120 - B) を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式 2 を参考とするものとする。

(色 彩)

- 4 . 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様 (各縞の幅 10cm) を用いるものとする。

(管 理)

- 5 . 道路工事現場における標示及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行なうほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

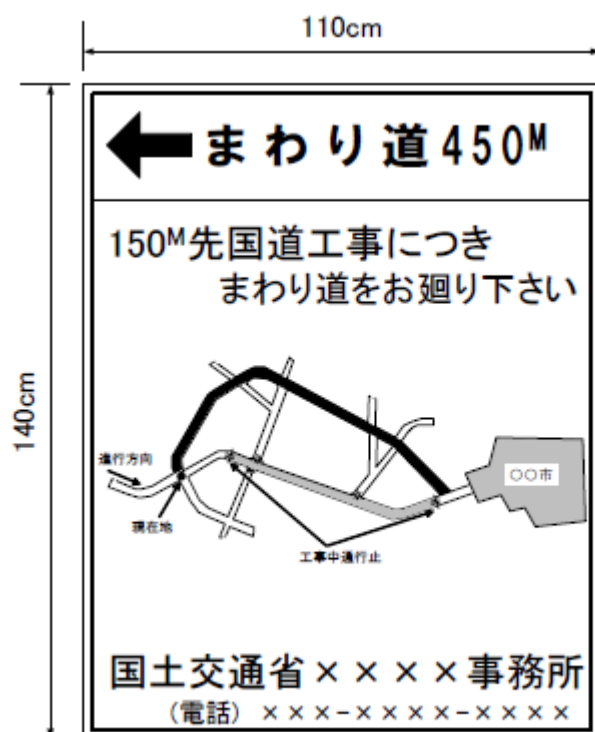
(平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達)

【別 表】

様式 1

	114cm
140cm	ご迷惑をおかけします
	〇〇〇〇〇〇を なおしています
	平成〇年〇月〇日まで 時 間 帯 21:00~6:00
	舗 装 修 繕 工 事 発注者 国土交通省〇〇地方整備局 □□□□事務所〇〇出張所 電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇 建設 株 式 会 社 電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式 2



別表備考

一 様式 1

(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2) 縁の余白 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cm とする。

二 様式 2

(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

(2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。

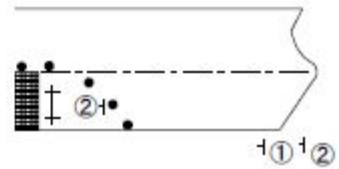
参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

(進行方向に対する標識の設置例を示す)

① 必要があれば設置する



(2車線道路)



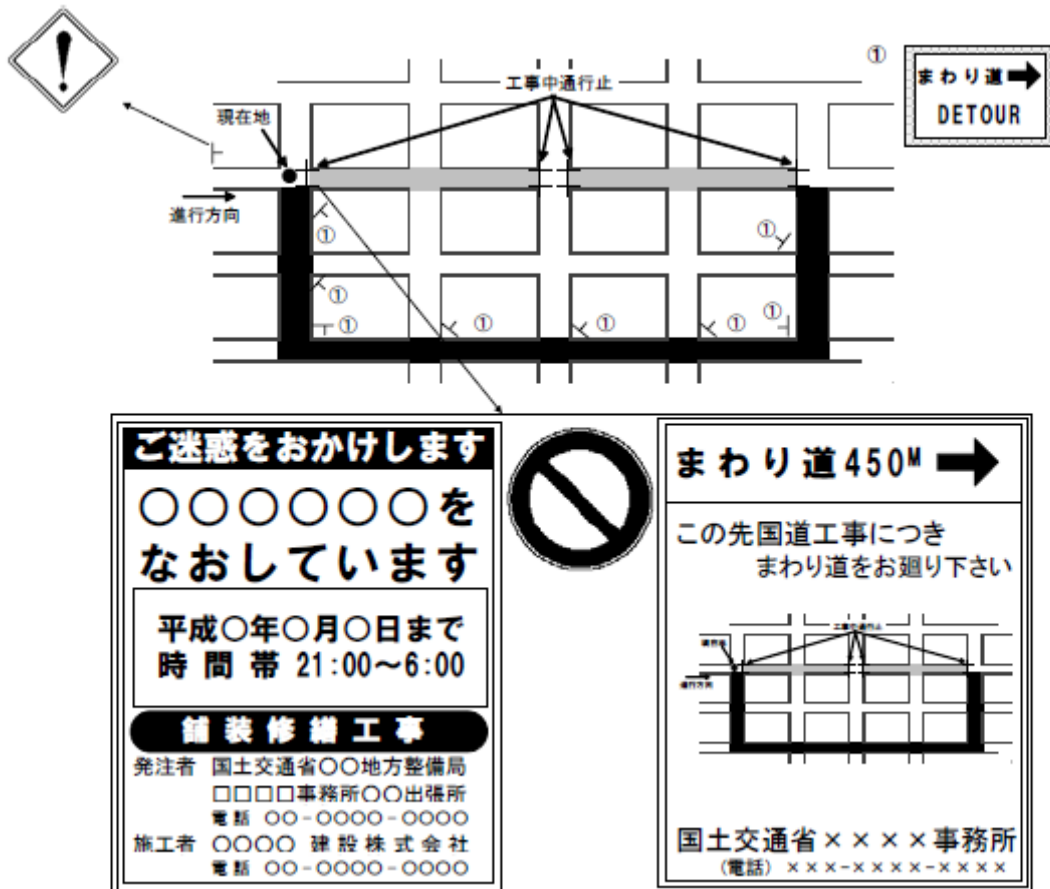
②



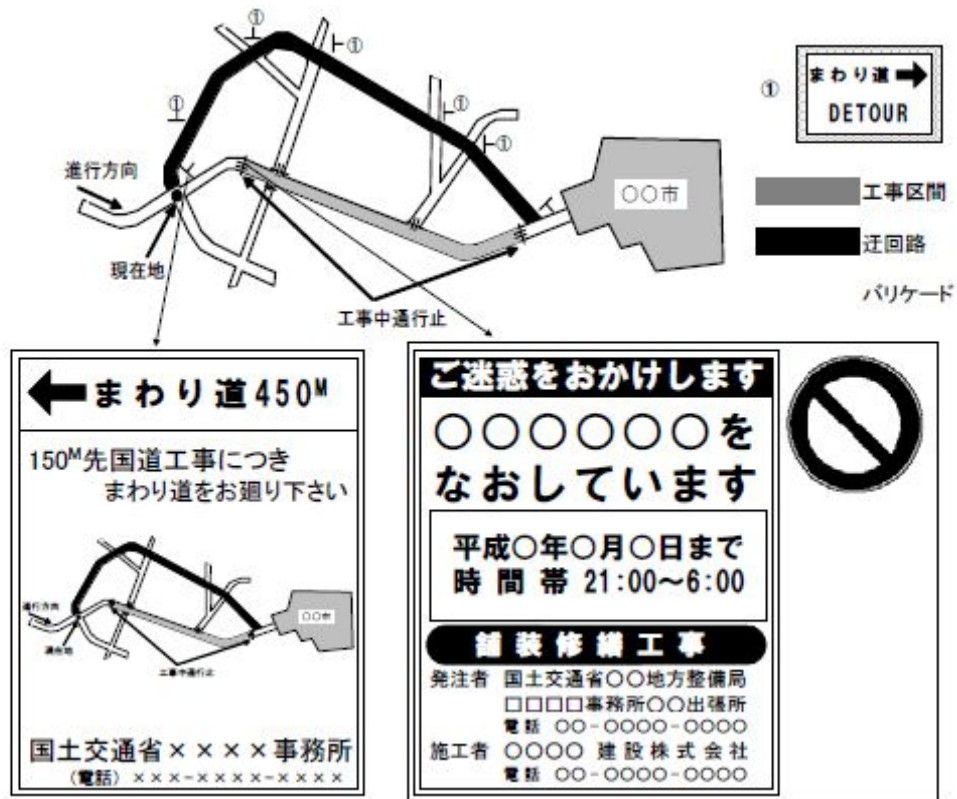
(4車線道路)

参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)

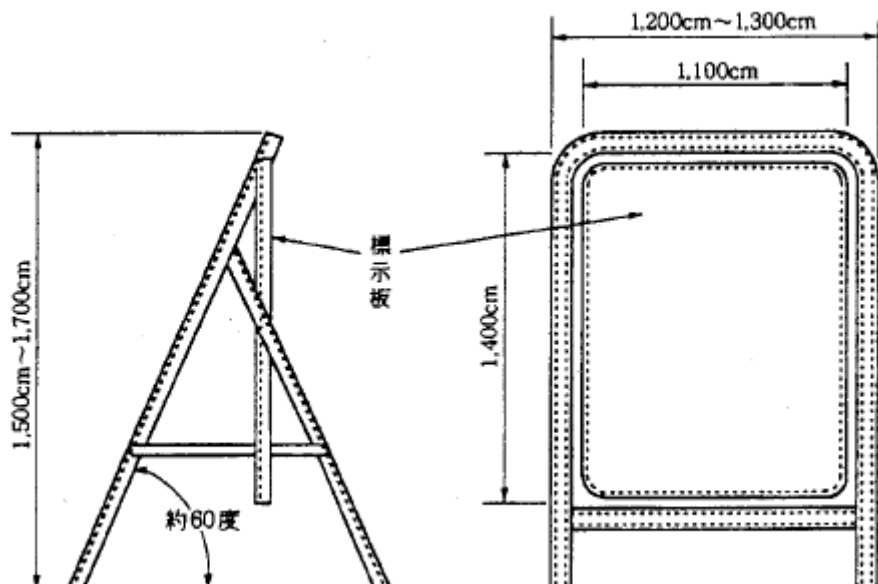
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

国道利第38号
国道国防第206号
平成18年3月31日

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなげ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板的設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

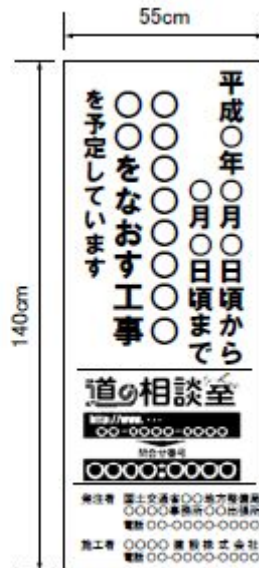
上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあつたては、様式3、様式4を参考とするものとする。

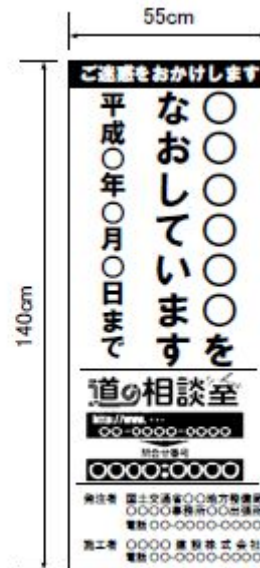
また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号 道路局路政課長 国道・防災課長通達)

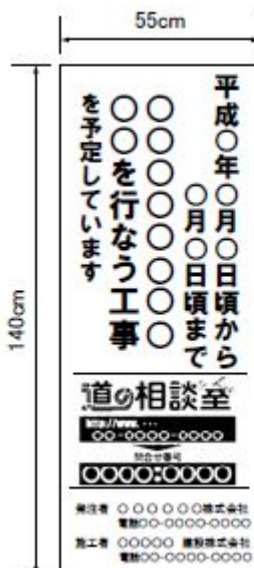
(様式1) 工事情報看板
(道路補修工事)



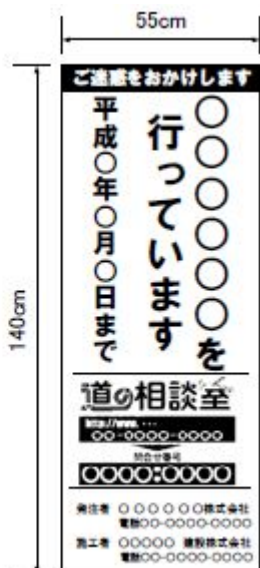
(様式2) 工事説明看板
(道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板
(占用企業工事)



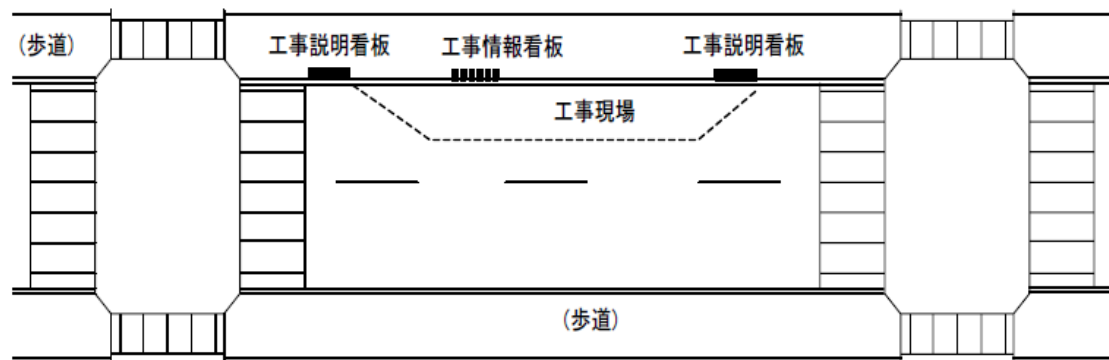
(様式4) 工事説明看板
(占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所



平成 18 年 8 月 29 日

関係各局主管課長
建設局関係各課長
水道局水道施設課長 } 様

建設局長

建設工事現場に設置する標示板の変更について(通知)

千葉市が発注する工事における標示板については、平成 10 年 5 月 19 日付け及び平成 13 年 12 月 7 日付けで通知し、標示板の統一化を図り設置しておりますが、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正」に準じ、本市においても標示板の変更をすることとしました。

つきましては、標示板の変更について、各道路工事関係者へ周知徹底を図られるようお願いいたします。なお、設置方法については、同設置基準を遵守されるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 変更標示板 別紙のとおり
- 2 適用年月日 平成 18 年 9 月 1 日以降契約の工事からとする。

なお、適用年月日以前に設置された標示板についても、交換可能なものについては、対応いただくようお願いいたします。

114cm	ご迷惑をおかけします ○○○○○○○を 行っています 平成○年○月○日まで 時間帯 9:00～17:00 ○○町○○号線○○○○○工事 発注者 千葉市 ○○局 ○○部 ○○○○○課 (所) 電話 ○○ - ○○ - ○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○ 発注者 千葉市 ○○局 ○○部 ○○○○○課 (所) 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○	140cm
-------	---	-------

・色彩は「ご迷惑をおかけします」等の抜粋文、「○○町○○号線○○○○○工事」等の工事名については青地に白抜き文字とし、「○○○○○○○を行っています」等の工事内容、工事期間について青色文字、その他の文字及び記号は黒色、地を白色とする。

・緑の余白は2cm、緑線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

140cm	まわり道○○○M ○○○M先○○○○○工事につき まわり道をお廻り下さい 工事中通行止 現在地 ○○町 発注者 千葉市 ○○局 ○○部 ○○○○○課 (所) 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○ 発注者 千葉市 ○○局 ○○部 ○○○○○課 (所) 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○	110cm
-------	---	-------

・色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

・緑の余白は2cm、緑線の太さは1cmとする。

平成 18 年 8 月 29 日

関係各局主管課長
建設局関係各課長
水道局水道施設課長

} 様

建設局長

建設工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について(通知)

千葉市の発注する工事について、周辺地域に対して工事情報を提供するため、
標記の看板を設置することとしました。

つきましては、同看板の設置について、各道路工事関係者へ周知徹底を図られるようお願いいたします。なお、設置方法については、別紙を遵守されるよう併せてお願いいたします。

記

1 工事情報看板及び工事説明看板 別紙のとおり

2 適用年月日 平成 18 年 9 月 1 日以降契約の工事からとする。

なお、適用年月日以前に契約した工事についても、設置可能なものについては、対応いただくようお願いいたします。

別 紙

設置に関する注意事項

- ・ 千葉市の発注工事のうち、歩道の設置されている工事
- ・ 工事情報看板は道路工事の開始する約 1 週間前から道路工事の開始するまでの間、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する。ただし、短期間に完了する軽易な工事はこの限りでない。
- ・ 工事説明看板は道路工事開始から道路工事終了までの間、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する。ただし、短期間に完了する軽易な工事はこの限りでない。
- ・ 工事情報看板及び工事説明看板の設置場所については、別添図 1 を参考とする。

工事情報看板 (千葉市発注工事)	工事説明看板 (千葉市発注工事)	工事情報看板 (占用工事)	工事情報看板 (占用工事)
平成○年○月○日頃から ○月○日頃まで ○○○○○工事 を予定しています 140cm 道の相談室 http://www.ktr.mlit.go.jp/michi 0120-106-497(7リ-タ ｲﾌﾙ) 048-600-4970(関東全域) 発注者 千葉市○○局○○部 ○○○○○課(所) 電話 ○○○-○○-○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○-○○-○○○○	ご迷惑をおかけします ○○○○○を 行っています 平成○年○月○日まで 140cm 道の相談室 http://www.ktr.mlit.go.jp/michi 0120-106-497(7リ-タ ｲﾌﾙ) 048-600-4970(関東全域) 発注者 千葉市○○局○○部 ○○○○○課(所) 電話 ○○○-○○-○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○-○○-○○○○	平成○年○月○日頃から ○月○日頃まで ○○○○○を 行なう工事 を予定しています 140cm 道の相談室 http://www.ktr.mlit.go.jp/michi 0120-106-497(7リ-タ ｲﾌﾙ) 048-600-4970(関東全域) 発注者 ○○○○株式会社 電話 ○○○-○○-○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○-○○-○○○○	ご迷惑をおかけします ○○○○○を 行なっています 平成○年○月○日まで 55cm 道の相談室 http://www.ktr.mlit.go.jp/michi 0120-106-497(7リ-タ ｲﾌﾙ) 048-600-4970(関東全域) 発注者 ○○○○株式会社 電話 ○○○-○○-○○○○ 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 ○○○-○○-○○○○

・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「○○○○○○○○を行ってします」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

平成 26 年 12 月 9 日

関係各課（所）長 様

技術管理課長

建設工事現場に設置する工事情報看板及び工事説明看板の変更について(通知)

千葉市の発注する工事等における工事情報看板及び工事説明看板については、平成 18 年 8 月 29 日付け「建設工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」及び平成 18 年 9 月 12 日付け「建設工事現場に設置する標示板の変更等に係る運用について」、平成 25 年 6 月 28 日付け「建設工事現場に設置する工事情報看板及び工事説明看板の変更について(通知)」で通知しているところではありますが、この度、『道の相談室』における URL (Uniform Resource Locator) が変更されたことを受け、以下のとおり変更いたします。

つきましては、同看板の設置について、各道路工事関係者へ周知徹底を図られるようをお願いします。

記

- 1 変更内容 別紙のとおり
(「道の相談室」の案内の URL 部分を変更)
- 2 適用年月日 通知日より適用

現在設置している工事看板についても、マスキングテープ等で表記を訂正するよう対応願います。

担当：技術管理課 技術調整班
小林、吉澤、石垣
TEL 245-5367 (内)3328

別 紙

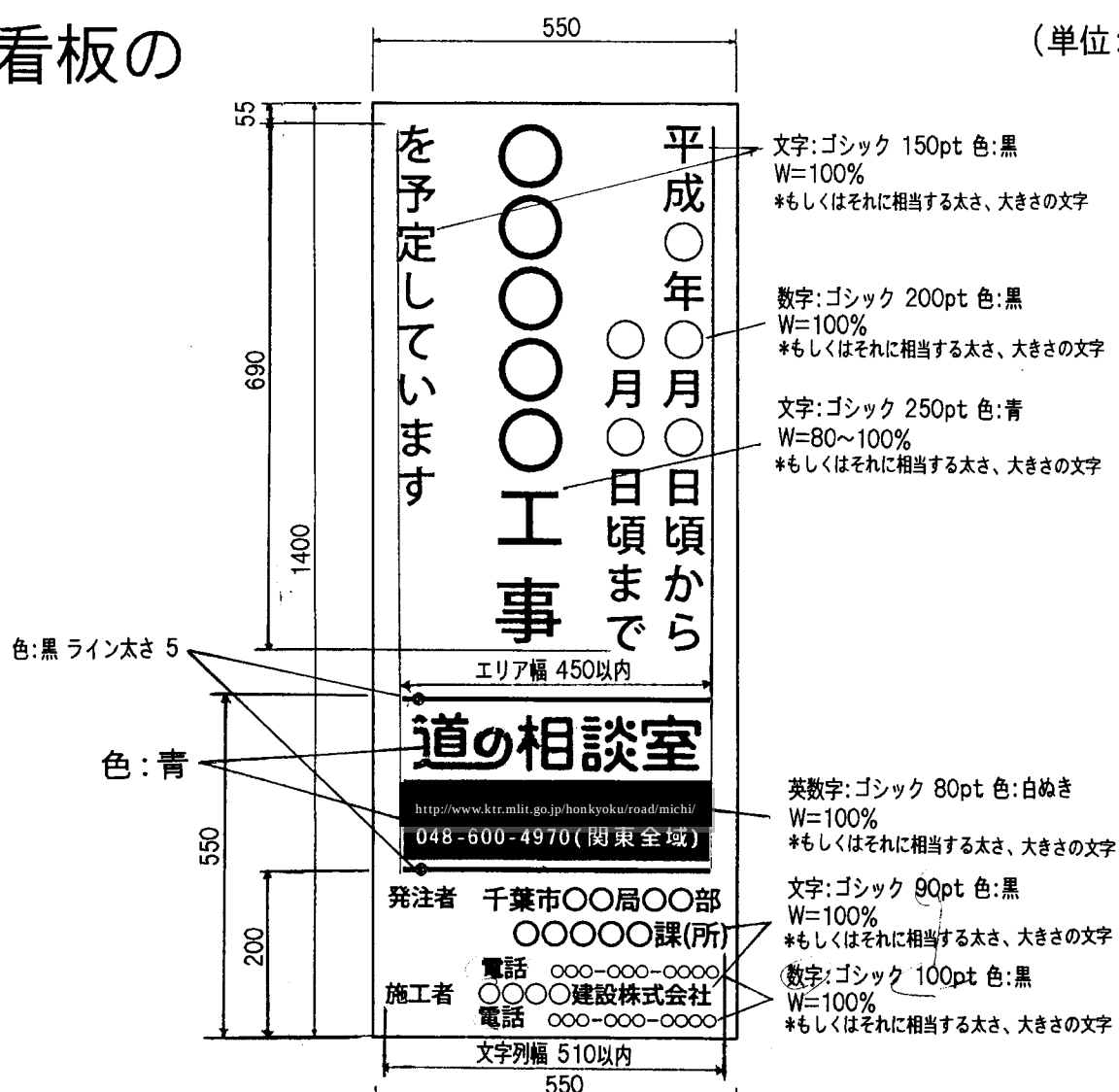
《変更内容》

工事情報看板及び工事説明看板に標示する「道の相談室」の案内の
URL部分を変更

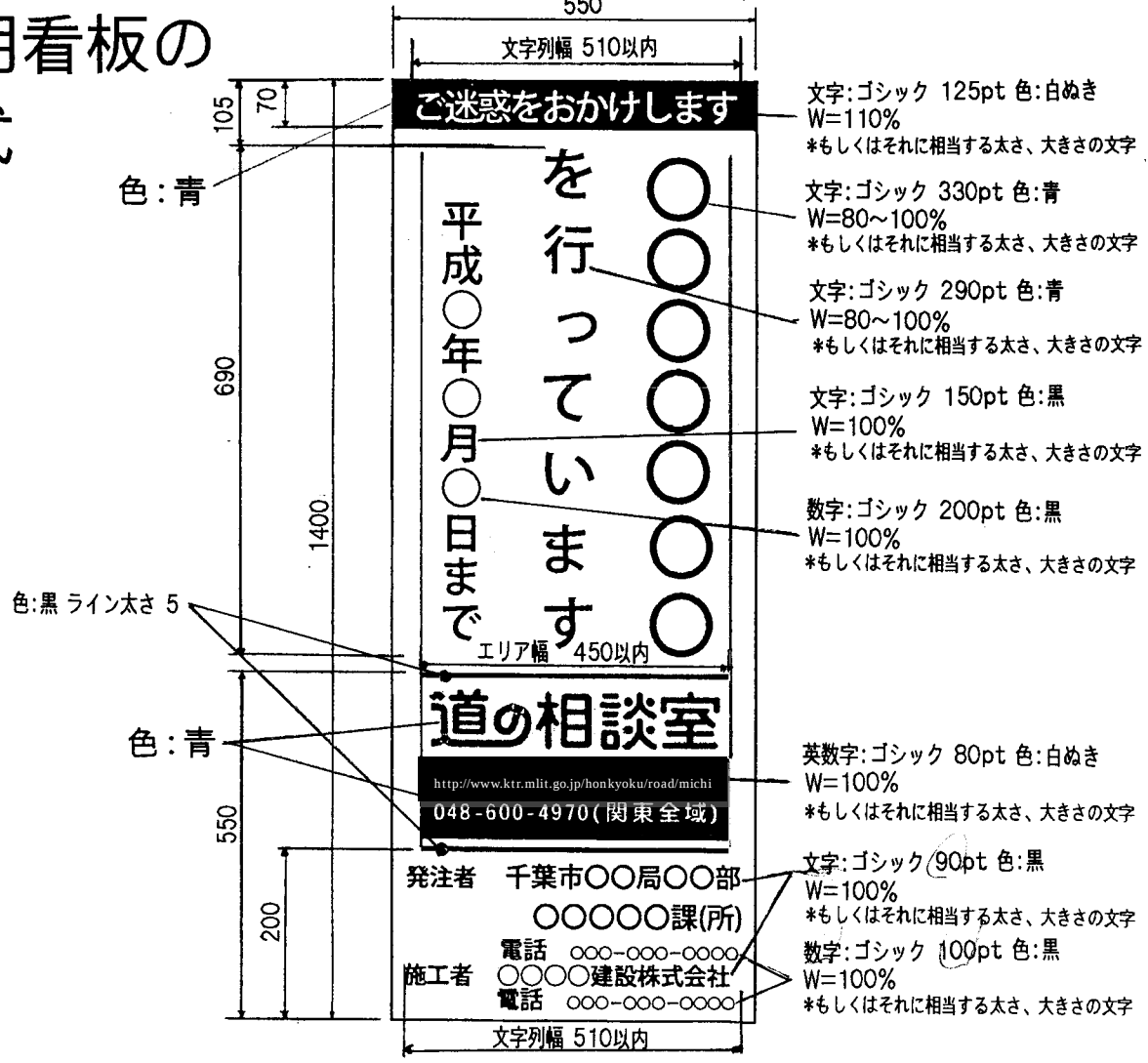
変更前	変更後
 The sign features the title "道の相談室" (Road Consultation Room) in large, bold black characters. Below it, on a black rectangular background, is the URL "http://www.ktr.mlit.go.jp/michi" in white text, followed by the phone number "048-600-4970" and the text "(関東全域)" (Kanto Region) in white.	 The sign is identical to the one before, but the URL on the black background has been updated to "http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/michi/" in white text.

工事情報看板の標準様式

(単位:mm)



工事説明看板の標準様式



工事情報看板
(占用工事)



- ・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇〇〇〇〇を行っています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。